

# 日本子育て包括支援機構産後ケア施設認定細則

令和4年7月1日制定

## (目的)

第1条 日本子育て包括支援機構（機構）が産後ケアを行う施設（施設）を認定するための諸規定を定める。

## (対象)

第2条 認定の対象とするのは、日本国内で生後1年未満の新生児・乳児を養育者とともに宿泊受け入れを行い、養育者と児の家庭並びに社会復帰を支援する、5部屋以上の宿泊室を持つ産後ケア施設とする。

- (1) 施設は独立して運営されていなければならない。ただし、他の施設・病院等に併設された施設でも独立して運営されていれば対象となる。
- (2) 開業から6か月以上継続して事業を行っていること。
- (3) 機構が定める施設基準を満たしていること。
- (4) 審査委員の実地調査、面接調査を受け入れられること。

## (施設認定手順)

第3条 機構は、施設から認定審査の申請を受け、機構の定める施設基準に基づき施設を評価審査し、施設基準に沿った産後ケアを実践していると判定された施設を機構認定施設と認定する。

2. 施設基準の中で、優記号が付与された項目の全てを満たす機構認定施設は、特に高質な産後ケアを行う優秀施設として認定し、優記号を付与する。

第4条 認定申請は毎年9月1日から10月10日の間に受け付け、翌年3月31日までに認定の決定を行う。詳細な手順については別に要項定める。

第5条 認定期間は、認定日から5年間とする。

第6条 継続して認定を受ける場合は、認定終了日の6か月前までに、認定更新のための審査を受けなくてはならない。再認定の認定期間は、再認定日から5年間とする。

第7条 不認定となった施設のうちで、不認定の理由となった項目が少なくかつ迅速に改善が可能と機構が認めた施設（再審査可能施設）は、不認定の決定日から6か月目以降1年以内に再申請を行い再審査を受けることができる。再申請の場合は、不認定の理由となった項目のみについて審査

(書類、必要により実地調査、面接調査)が行われる。1年を超えた審査は、初回審査と同様に扱う。手順については別に定める。

(認定審査)

第8条 施設認定基準に基づく施設評価を行うために認定審査委員会(審査会)を設ける。

2. 審査会委員は、理事長が指名する1施設につき3名の審査委員で構成される。審査員のうち、1名は医療または子育て支援関係者、1名は建築関係者、1名は子育て経験者で、施設と利害関係を有しない者とする。審査員は、年間1施設を担当する。翌年度、別の施設の審査員となることは妨げない。
3. 審査会は、理事長の指名する1名が委員長となって、申請施設について機構施設基準に従って評価を行い、評価結果を理事長に報告する。
4. 審査会の事務は、機構事務局が担当することとする。

(認定の判定)

第9条 施設認定は、審査会の報告書に基づき理事会で審議を行い決定する。

2. 不認定の場合において、不認定の理由となった基準項目数が少なく、短時間で改善可能な場合は、再審査可能不認定とする。再審査は改善が行われた成果を不認定の決定日から6から12か月の間に示さなくてはならない。
3. 不認定の判定の根拠となった施設基準項目の評価に、審査会の事実誤認があったと考えられる場合は、施設は異議申し立て審査を申し立てることができる。施設は事実誤認であることの客観的事実を示す資料を含む理由書を添えて機構事務局に申し立て書を提出する。機構は審査会で再審査を行い再度認定について理事会で審議する。異議申し立て審査は1回のみとする。
4. 認定された施設には、決定日の翌日から5年間有効の認定証を発行する。

(公開)

第10条 機構は認定された施設のみを公表する。

(認定審査費用)

第11条 申請および審査のための費用を以下に定める。詳細については別に定める。

- (1) 初回審査費用 1施設につき80万円。1施設とは、1住所に設置さ

れている施設を指す。複数の場所に設置されている場合は、それぞれを1施設とみなす。

- (2) 再審査費用 1施設につき30万円
- (3) 更新審査費用 1施設につき60万円
- (4) 不認定の場合も審査料は返還しない。

第12条 審査委員の謝金を以下に定める。

- (1) 初回ならびに更新審査 1施設につき10万円
- (2) 再審査 1施設につき5万円

附則

第1条 本細則は令和4年7月1日から施行する。